

6 新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策について

事務連絡
令和3年9月13日

各 都道府県 } 衛生主管部（局） 御中
 市区町村 } 障害保健福祉主管部（局）

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について（再周知）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、感染力がより強いとされているデルタ株による感染が広がっているなどにより、新規感染者数は、依然として高い水準で推移しています。障害者支援施設等（障害福祉サービス事業所や障害児入所施設、障害児通所支援事業所等を含む。以下、同じ。）においても、全国でクラスターが多数発生していること等から、引き続き強い危機感をもって対処していく必要があります。

これまでも、障害者支援施設等における感染拡大防止に向けた対応や従事者等への検査の実施、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の円滑な実施について、事務連絡等によりお示ししているところですが、こうした状況を踏まえ、障害者支援施設等における感染防止対策等を改めてお示しいたしますので、必要な対応をお願いします。

また、都道府県等障害保健福祉部局におかれましては、下記の対応を進めていくにあたり、必要に応じて衛生主管部（局）と連携いただきますようお願いします。

記

1 障害者支援施設等における感染防止対策の徹底について

（1）感染対策マニュアルや業務継続ガイドライン等の活用

障害者支援施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されることが重要である。また、感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用やゾーニング等の感染管理等について、事前にシミュレーションを実施することが重

要である。

そのため、障害者支援施設等におけるサービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底いただくようお願いするとともに、感染対策や感染者発生に備えた対応の実践について、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）や「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）等を活用し、管内の障害者支援施設等への実施を促進していただきたい。

また、感染対策マニュアルには、「障害特性に応じた支援」として、マスクの着用が困難な利用者に対する対応時の留意点等も示しており、基本的な感染対策のみならず、このような障害特性に応じた対応を積極的に周知していくことが重要である。

（参考）

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）、
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（2）感染防止対策等に係る研修動画の活用

障害者支援施設等の職員の感染症への対応力の向上を目的とした、必要な知識や必要な感染症の知識や対応方法等に係る研修会動画を厚生労働省のホームページに掲載しているので、1（1）の感染対策マニュアルとあわせて周知するなど効果的に活用いただきたい。

また、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が高齢者施設等における感染時の対応等をテーマとして開催しているウェブセミナーの内容は、障害者支援施設等における感染防止対策の実施に際し参考になることから、過去のウェブセミナー配信動画についても活用いただきたい。

（参考）

- ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画及び実地研修の概要（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html

- ・厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が開催するウェブセミナー（厚生労働省ホームページ）

第1回 令和3年3月18日「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html

第2回 令和3年4月28日「療養型病院におけるクラスター発生の支援と受援」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00258.html

第3回 令和3年7月16日「高齢者施設等における感染者発生時の対応～福祉と保健医療の関係者の相互理解と連携によって地域を強くする～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00279.html

2 障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検促進等について

障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の実施については、

- ・障害者支援施設等に入所等する高齢者や基礎疾患有する者は重症化リスクが高い特性があること
 - ・障害者支援施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながること
 - ・これまでに集中的検査を実施した都道府県等から、新型コロナウイルスへの感染を早期に発見でき、集団感染の防止等迅速な対応に繋げられたといった評価があること
- などから、感染者発生時等については入所者や従事者等への速やかな検査を徹底するとともに、都道府県等が策定する集中的検査実施計画に基づく定期的な検査を実施することが重要である。

そのため、できる限り多くの障害者支援施設等の従事者等に対し検査を実施することができるよう、引き続き、集中的検査の受検について障害者支援施設等に対し働きかけを実施していただきたい。

また、軽度の症状であっても、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、障害者支援施設等の従事者等に対して抗原簡易キットを配布しているため、抗原簡易キットが使用できる条件等を確認いただいた上で適切に活用いただきたい。

（参考）

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」
(令和3年5月18日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000780586.pdf>
- ・「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」
(令和3年6月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000794604.pdf>
- ・「「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」の改訂（研修資料関係）について」

(令和3年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799092.pdf>

3 障害者支援施設等におけるワクチン接種の円滑な実施について

ワクチンには、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果があり、重症化を予防する効果も期待されていることから、市区町村等におけるワクチン接種スケジュールに応じて、接種を希望する入所者や従事者等への円滑な接種が進むよう、引き続き配慮いただくとともに、可能な限り障害特性に応じた対応をお願いしたい。障害特性に応じた対応としては、例えば以下のような取組が考えられる。

- ・ 予約・相談について、電話だけでなくFAXやメール等による受付を可能とすること。
- ・ 接種会場において、聴覚障害者に対してはコミュニケーションボード等による案内を、視覚障害者に対しては放送や音声による案内を行うこと。
- ・ 接種会場において、知的障害者や発達障害者等に対し、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うこと。

また、接種会場において、居宅介護や同行援護等の公的な福祉サービスによる支援が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いしたい。

なお、障害者に対しワクチン接種を実施する場合については、予防接種は本人が希望する場合に接種を行うこととされていることから、本人の意思確認が難しい場合であっても、家族やかかりつけ医等の協力を得て、本人の意向を丁寧に酌み取ることなどにより意思確認を行うことや身体的事情等で自署ができない場合には、家族等の代筆を行っていただくなど、適切な運用に努めていただきたい。

(参考)

- ・「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」

（令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765501.pdf>

（別添）<https://www.mhlw.go.jp/content/000765508.pdf>

（別紙）<https://www.mhlw.go.jp/content/000765509.pdf>

- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について（疑義照会追加その2）」

（令和3年6月2日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787484.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」

（令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000748172.pdf>

- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」

（令和3年4月13日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000768627.pdf>

- ・「新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について」

(令和3年4月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000775161.pdf>

4 障害者支援施設等において感染者が発生した場合の対応について

障害者支援施設等において感染者が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき対応いただくことになるが、当該感染者が軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、在宅で生活する障害者であれば宿泊療養や自宅療養、障害者支援施設等の入所者であれば施設内で療養をする場合がある。

その場合には、必要な感染対策を行った上で必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）や「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」（令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示ししている留意点等を踏まえて適切な対応を実施していただくようお願いしたい。

（参考）

- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」

(令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf>

- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」

(令和2年7月3日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

- ・「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」

(令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000743445.pdf>

- ・「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」

(令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf>

《事務連絡等掲載ページのご紹介》

●新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡等



▽自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）

（新型コロナウイルス感染症）2021年

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

●障害福祉分野の感染症への対応等に関する 事務連絡等



▽障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス
感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

●新型コロナワクチンに関する事務連絡等



▽新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

以 上

事務連絡
令和2年10月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
(一部改正)

社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「4月7日付事務連絡」という。）等において示しているところです。

今般、4月7日付事務連絡の別紙を一部改正し、別紙のとおり示しますので、必要な対応を行うとともに、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いします。
なお、4月7日付事務連絡からの改正部分を別添参考として添付します。

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

1. 感染防止に向けた取組

| | |
|------------------------|--|
| | <p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染の疑いにより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすいう環境づくりに努める ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 |
| (1)施設等における取組 | <p>(面会及び施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮。 ○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 <p>(外出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。 <p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウィルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に集団で集まるなどを避ける等の対応を徹底 |
| (2)職員の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い、密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要 ○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、手指衛生の励行の徹底 |
| (3)リハビリテーション等の実施の際の留意点 | |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

| 入所施設等 | | | | | |
|-------|---------------------------------|--|--|---|---|
| | 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | (2)消毒 ・清掃等 | (3)積極的疫学調査への協力等 | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | ・利用者等(利用 者・職員)に発生 した場合、速やか に施設長等に報告 し、施設内で情報 共有 等に報告 | ・利用者等に発生 した場合、保健所 の指示に従い、濃 厚接触者の特定に 協力 | ・原則入院 (症状等によっては自 治体の判断に従う) | ・原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の 者については症状等によつては症状等による 者に |
| | 施設等が判断 感染が 疑われる 者 | ・利用者等に発生 した場合、協力医 療機関や地域で受 診・相談センターに 電話連絡し、指 示を受ける ・速やかに施設長 等に報告し、施設 内で情報共有 等に報告 | ・居室及び利 用した共用ス ペースを消毒。 手 袋を着用し、 消毒用エタ ノールまたは 次亜塩素酸ナ トリウム液で 清拭等 | ・可能な限り利用 者のケア記録や面 会者の情報を提供 ・協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、 指示を受ける | ・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、 症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができる 場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける 等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指 衛生を徹底 ・可能な限りその他利用者と担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施 ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。 飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じて ゴーグル等を着用 ・体温計等の器具は、可能な限り専用に ・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手 洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を 触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本 有症状者については、リハビリテーション等は実 施しない。無症状者については、手指消毒を徹底し た上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室 等において、実施も可能 ※保健所と相談の上、対応 ※個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり |
| | 濃厚接 触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接觸 ・適切な防護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直 接接觸 ・手で触れることの出来る距 離で必要な感染予防策なし で、患者と15分以上の接觸 | - | ・自宅待機を行い、保 健所の指示に従う ・職場復帰時期につい ては、発熱等の症狀 の有無等も踏まえ、 保健所の指示に従う | ・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、 症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができる 場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける 等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指 衛生を徹底 ・可能な限りその他利用者と担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施 ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。 飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じて ゴーグル等を着用 ・発熱等の症狀がある 場合は、自宅待機を 行い、保健所の指示 に従う。復帰時期に ついては上欄に同じ ・発熱等の症狀がない 場合は、保健所と相 談の上、疑わわれる職 員数等の状況も踏ま え対応 |
| | 濃厚接 触者 が 疑わ れる 者 | 施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同 室・長時間接觸 ・適切な防護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直 接接觸 ・手で触れることの出来る距 離で必要な感染予防策なし で、「感染が疑われる者」の気 道分泌液等に直接接觸 ・手で触れることの出来る距 離で必要な感染予防策なし で、「感染が疑われる者」 と15分以上の接觸 | - | - | - |

利用者の状況に応じた対応について（通所系・短期入所）

1. 感染防止に向けた取組

| | | |
|---------------|---|--|
| | | |
| | | |
| (1)施設等における取組 | <p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 <p>(施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 | |
| (2)職員の取組 | <p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まるなどを避ける等の対応を徹底 <p>(基本的な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けが必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人數の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 <p>(送迎時等の対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎車に乗る前には、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接觸頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要な代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める <p>(リハビリテーション等の実施の際の留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避けが必要 | |
| (3)ケア等の実施時の取組 | | |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

通所系等

| | 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | | (2)消毒 ・清掃等 | | (3)積極的疫学調査へ の協力等 | | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 職員 | | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 利用者 | |
|---------------------|--|---|------------------------------------|--|-------------------------------------|---|---|--|---|--------------------------------|--|
| | | 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | 利用者等に発生した場合、速やかに管理施設内に報告し、施設内で情報共有する者等に報告 | 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者との特定に協力 | 原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) | 原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) | 原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等によつては自治体の判断 | 原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等によつては自治体の判断 | | |
| 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | 感染者 | 利用者等に発生した場合、速やかに管理施設内に報告し、施設内で情報共有する者等に報告 | 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者との特定に協力 | ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者との特定に協力 | ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者との特定に協力 | ・原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等によつては自治体の判断 | ・原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等によつては自治体の判断 | | | | |
| 感染が 疑われる 者 | 施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者※PCR陽性等診断が確定前 者 | 利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける | ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 | ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 | ・保健所の指示が指示に従う | ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける | ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける | | | | |
| 濃厚接 触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接觸 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接觸 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接觸 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接觸 ・適切な防護無しに「感染者が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染者が疑われる者」の気道分泌液等に直接接觸 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染者が疑われる者」と15分以上の接觸 | - | - | - | ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う | ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う | ・自宅待機を行なう場合 ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行なう。 ・発熱等の症状がない場合は、保健所の指示に従う。 | ・発熱等の症状がない場合 ・発熱等の症状がある場合は、保健所と同様の対応 | | |

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

1. 感染防止に向けた取組

| | | |
|--------------|---|--|
| | | |
| (1)施設等における取組 | (感染症対策の再徹底) ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 (外出) ○ 入所者の外出については、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人ととの距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「マスクの着用」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。 | (感染症対策の再徹底) ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参考の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に集団で集まるなどを避ける等の対応を徹底 |
| (2)職員の取組 | (基礎的な事項) ○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「[新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安]」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 | (3)ケア等の実施時の取組 ・ 基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後ににおける手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。 ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応 |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

訪問系

| 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | (2)消毒 ・清掃等 | (3)積極的疫学調査への協力等 | | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 | |
|---|---|--|---|--|---|---|
| | | | 職員 | 利用者 | 職員 | 利用者 |
| 感 染 者 医療機関が特定 ・P C R陽性の者 | ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | ・原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) | ・原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) | ・原則入院 高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等による判断で断 | ・原則入院 高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等による判断で断 | ・原則入院 高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等による判断で断 |
| 感 染 が 疑 わ れ る 者 ※ P C R陽性等診断が確定前の者 | ・息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいすれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※ P C R陽性等診断が確定前の者 | ・利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、施設が疑われる者との濃厚接触者が疑われる職員を特定 | ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける | ・生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討 | ・生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討 |
| 濃 厚 接 触 者 ※ P C R陽性等診断が確定前の者 | ・保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接觸 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接觸 ・手で触れることの出来る距離 で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触 | ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | ・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを提供する等、感染防止策を徹底。 | ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 | ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 ▶基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮 |
| 感 染 が 疑 わ れ る 者 の濃 厚 接 觸 が 疑 わ れ る 者 以上 | ・施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同一室・長時間接觸 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接觸 ・手で触れることの出来る距離 で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触 | ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行って、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことを希望します | ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行って、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことを希望します | ・サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。 | ・サービス提供前後ににおける手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うとともに、感染機会を減らすための工夫 | ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり |

【入所施設・居住系】

<個別のケア等の実施に当たつての留意点>
濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たつては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行う
- ・ 食事前に利用者に対し、(液体) 石けんと流水による手洗い等を実施
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける
 - ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用
 - ・ 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たつては感染防止対策を講じる
 - ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理)
- (iii) 清潔・入浴の介助等
- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80°C10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
 - ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を実施
- (iv) リネン・衣類の洗濯等
- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80°C10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
 - ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

【訪問系】

<サービス提供にあたつての留意点>

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない
- ・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たつては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように
- ・訪問時には、換気を徹底
- ・ケアに当たつては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用
- ・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭
- ・サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする

<個別のケア等の実施に当たつての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たつては以下の点に留意すること。

- (i) 食事の介助等
 - ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施
 - ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施
 - ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫
- (ii) 排泄の介助等
 - ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用
- (iii) 清潔・入浴の介助等
 - ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる
- (iv) 環境整備
 - ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥

